

事務連絡
令和3年9月30日

関係者 各位

港湾局長

緊急事態宣言の解除に伴う港湾局の対応について（通知）

政府から発出された緊急事態宣言が、令和3年9月30日（木）をもって解除されることとなりましたが、本市においては、いまだ終息には至っていない状況を踏まえた「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針」を決定いたしました。

方針では、本市が管理する市民利用施設の取扱いについて、感染者数のリバウンドによる医療機関等のひっ迫を防ぐための段階的緩和措置として、10月24日（日）まで利用時間を最大21時までとする方針となりました。つきましては、港湾局市民利用施設等の営業時間を別紙1のとおりといたします。

市民及び事業者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策を講じたうえで施設利用をしていただきますようお願いいたします。

なお、現在行っている港湾局窓口業務については、別紙2のとおり、感染防止対策を講じた上で継続いたします。

- 1 港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（別紙1のとおり）
- 2 港湾局窓口業務の執行体制について（別紙2のとおり）

各施設の使用制限等の詳細は、別紙の各所管課までお問い合わせください。

（なお、施設の新たな再開に関する情報や、イベントの開催に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、本市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供を行います。）

○市ホームページ「新型コロナウイルス感染症総合ページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

（港湾振興部庶務課担当）

電話 044-200-3048
FAX 044-200-3981

港灣局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（令和3年10月1日から10月24日まで）

所管課	施設名		営業時間	備考
港灣管理課 (公益社団法人 川崎港振興協 会)	川崎市港灣振興会館 ※(川崎マリエ)	駐車場	24時間	
		会議室及び研修室	9時～ <u>21時</u>	9時～12時、13時～17時、18時～21時 (3部制)
		テニスコート	9時～ <u>20時30分</u>	9時～12時、12時～14時、14時～16時、16 時～18時、18時30分～20時30分
		ビーチバレー場	9時～ <u>21時</u>	1時間ごとの予約
		体育館	9時～ <u>21時</u>	9時～12時、12時30分～16時30分、 17時～21時(3部制)
		トレーニング室	9時～ <u>20時30分</u>	
		展望室	9時～ <u>21時</u>	入館は20時30分まで
	東扇島中公園	広場	—	
		バーベキュー場	<u>10時～16時</u>	<u>10月9日(土)から再開</u>
		キャンプ場	—	<u>10月9日(土)から再開</u> ※詳細は川崎市港灣振興会館(川崎マリエ)にお問い合わせくだ さい。(電話044-287-6000)
港営課 (環境管理班)	東扇島東公園	一般利用部分	—	
		駐車場	5時～20時30分	
		バーベキュー場	<u>10時～16時</u>	<u>10月9日(土)から再開</u>
		わんわん広場	—	
		人工海浜	—	
		多目的広場	専用利用は9時～ <u>21時</u>	
港営課 (環境管理班)	東扇島西公園	一般利用部分	—	
		駐車場	24時間	
		バーベキュー場 (モデル事業)	<u>9時～16時</u>	<u>10月9日(土)から再開</u>
		釣り場	—	
港営課 (環境管理班)	東扇島北公園		—	
港営課 (環境管理班)	大川町緑地		—	
港営課 (環境管理班)	浮島つり園		閉鎖中	台風による
オリンピック・ パラリンピック 推進室	ちどり公園	駐車場	9時～18時	

港湾局窓口業務の感染防止対策について（令和3年10月1日から10月24日まで）

所管課	業務内容	感染防止対策を講じた上での業務執行体制	連絡先
庶務課	海難の届け出に対する証明の手続き業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3049） ・FAX（044-200-3981） ・メール（58syomu@city.kawasaki.jp）
庶務課 （技術監理担当）	浮島指定処分地建設発生土受入申込手続	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3056） ・メール（58syomu@city.kawasaki.jp）
	浮島指定処分地搬入関係 【建設発生土及び浚渫土砂の搬入業務】	通常通り継続	
経営企画課 （制度班）	臨港地区内での構築物の規制（行為の届出）処理及び相談業務	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3073） ・メール（58keiki@city.kawasaki.jp）
港湾管理課 （管理班）	・水域占用許可 ・ふ頭用地使用許可 ・行政財産の許認可	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、窓口・電話・メールによる対応	・電話（044-287-6024） ・メール（58koukan@city.kawasaki.jp）
港湾管理課 （技術審査班）	港湾管理課管理班の許認可業務に伴う技術審査	上記（港湾管理課管理班）に付随	上記（港湾管理課管理班）に付随
港営課 （配船班）	配船業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6037） ・FAX（044-270-5501） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （船舶調整班）	船舶調整業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6033） ・FAX（044-270-5501） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （ふ頭管理班）	荷さばき地・船舶給水・その他港湾施設の許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6028） ・FAX（044-287-6038） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （環境管理班）	港湾環境整備施設の使用許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6034） ・FAX（044-287-6038） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）

※港湾局窓口業務については上記一覧のとおり、これまでの執行体制から変更ありません。